

日立市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日立市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月19日提出

日立市議会議会運営委員会
委員長 飛田謙一

(提案説明)

女性を始めとする多様な人材の議会への参画を促進する環境を整備する等のため、本規則を制定するものであります。

日立市議会会議規則の一部を改正する規則

日立市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第83条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第130条第1項中「及び氏名」を削り、「場合にはその名称及び代表者の氏名」を「場合は、その所在地及び名称」に、「請願者が押印」を「請願者（法人の場合は、代表者）が署名又は記名押印」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。